

関自旅二第1963号の2
平成16年12月1日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 原 勇 殿

関東運輸局自動車交通部長
船 曳 義 郎

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシーに限る）の運賃・料金の取扱いについて

現行の一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金及び車種区分等については、昭和51年4月26日付け自旅第115号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（一部改正平成7年2月21日）により、定めていたところである。

今般、運賃・料金の多様化とあわせ車両のグレード化等のサービス向上の観点からも、上記の規定のうち車種区分の「大型車」に適用する運賃・料金について、中型車運賃を希望する者は、今回の運賃改定までの間、下記により取り扱うこととしたので参考までに通知する。

記

1. 現行制度において車両の規格が、「大型車」の車種区分に該当するもので、地域の事情により中型車運賃（大型車運賃の初乗り下限を限度とする。）を希望する場合は、中型車運賃を適用できることとする。
2. 上記1. により中型車運賃を希望する場合は、運輸局長あて別紙様式により認可申請を行うこと。
3. 上記2. の申請行為は、現に「大型車」保有の者及び代替により「大型車」を導入する者とする。
4. この取扱いの申請は、平成17年1月4日より受け付ける。

事 務 連 絡
平成18年6月19日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部 御中

関東運輸局自動車交通部
旅客第二課長

大型車の中型車運賃適用について

大型車の中型車運賃適用については、平成16年12月1日付け関自旅2第1963号により、大型車の初乗り下限運賃を限度として平成17年1月より認めてきたところである。この考え方は、中型車の現認可運賃の適用範囲を条件付きで大型車にも拡大可能としたものであるが、今般、時間制運賃について下記のとおり取り扱うこととしたので参考までに通知する。

記

1. 時間制運賃については、中型車運賃適用を行わないこととする。

※運賃ブロックによっては適用が可能な地域もあるが、事業者及び運輸局（支局）の混乱を招くおそれがあるため、一律適用不可とする。

2. 既に時間制運賃の中型車運賃適用認可を受けている事業者については、運賃変更認可申請時若しくは次期運賃改訂時において変更をする。

※基本的には申請内容に附加してもらうこととなるが、場合によっては修正認可を行う。

平成 年 月 日

関東運輸局長
殿

住 所

名 称

代表者名

印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記
1. 申請者の氏名又は名称及び住所、代表者名

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
平成 年 月 日付け関自旅二第 号で認可を受けた運賃及び料金を下記のとおり変更する。

	新		旧	
	距離制	時間制	距離制	時間制
特定大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
大型車	中型車 運賃	大型車 運賃	運賃	運賃
中型車	運賃	運賃	運賃	運賃
小型車	運賃	運賃	運賃	運賃

(変更後の運賃及び料金は、平成14年1月17日付けで公示された 地区課税・免税事業者のもの)

4. 大型車の適用運賃及び料金
平成16年12月1日付け関自旅二第1963号に基づき、地域の事情により中型車運賃(大型車運賃の初乗り下限を限度とする。)を選択する。

5. 変更しようとする理由

6. 添付書類
車検証の写し等

関東運輸局長殿

住所 八王子市石川町1-1-1

名称 東京タクシー

代表者名 東京 太郎

印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

- 記
1. 申請者の氏名又は名称及び住所、代表者名

東京 太郎
八王子市石川町1-1-1

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

南多摩交通圏

直近に認可を受けた際の認可日及び認可番号

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
平成10年3月31日付け関自旅二第1262号で認可を受けた運賃及び料金を下記のとおり変更する。

大型車上限～大型車G運賃の範囲

	新		旧	
	距離制	時間制	距離制	時間制
特定大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
大型車	中型車A運賃	大型車G運賃	A運賃	A運賃
中型車	運賃	運賃	A運賃	A運賃
小型車	運賃	運賃	A運賃	A運賃

(変更後の運賃及び料金は、平成14年1月17日付けで公示された多摩地区課税・免税事業者のもの)

中型車上限運賃～中型車D運賃の範囲

4. 大型車の適用運賃及び料金
平成16年12月1日付け関自旅二第1963号に基づき、地域の事情により距離制を中型車運賃（大型車運賃の初乗り下限を限度とする。）に選択する。

5. 変更しようとする理由

現に認可を受けている車種区分・運賃

中型運賃でグレードの高い車両を提供することで利用者利便の向上を図りたい。

6. 添付書類
車検証の写し等

それぞれの理由



【申請時における添付書類（車検証の写し）について】

車検証の写しを添付できない場合、下記によることができる。

◆既存事業者（変更認可申請）

○現に「大型車」保有の者

- ・ 車検証の写し

○代替により「大型車」を導入する者

- ・ 見積書、注文書又は売買契約書の写し及びカタログ又はパンフレット
- ・ 中古車購入の場合、車検証の写し（名義変更前のもので可）

◆新規許可者（設定認可申請）

○運輸開始時から「大型車」を導入する者

- ・ 見積書、注文書又は売買契約書の写し及びカタログ又はパンフレット
- ・ 中古車購入の場合、車検証の写し（名義変更前のもので可）